

障がい者割引

1 障がい者手帳等の種類と介護者の割引範囲

手帳の種類	本人+介護者 1名	本人のみ
身体障害者手帳	第1種	第2種
療育手帳	第1種	第2種
精神障害者保健福祉手帳	第1種・第2種	—

2 身体障害者・知的障害者・精神障害者の種類

(1) 身体障害者

区分		第1種	第2種
視覚障害		1~3、4の1	4の2、5~6
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	2級、3級	4級、6級
	平衡機能障害	該当なし	3級、5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害		該当なし	3級、4級
肢体不自由	上肢	1、2の1・2	2の3・4、3~6
	下肢	1、2、3の1	3の2・3、4~6
	体幹	1級~3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級、2級 1級~3級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓の機能障害 もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害 ぼうこう・直腸の機能障害 肝臓の機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級、3級~4級 1級、3級 1級~4級 1級~4級
			該当なし 4級 該当なし 該当なし

(2) 知的障害者

ア 第1種知的障害者

① 知能指数がおおむね35以下の者、②肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者で日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 第2種知的障害者は、上記以外の者

(3) 精神障害者

障害等級	旅客運賃割引区分
1級	第一種精神障害者
2級、3級	第二種精神障害者

3 障がい者割引の根拠

(1) 障害者に対する旅客鉄道株式会社の旅客運賃の割引について（通知）

（H31.2.15 付障発 0215 第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(2) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について

（H15.1.10 付障発第 011001 号厚生労働省社会・福祉援護局障害保健福祉部長通知）